

第182期定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

京 成 電 鉄 株 式 会 社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役、執行役員及び使用人（執行役員を除く。）（以下同じ）に周知徹底する。
 - ② 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役、執行役員及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
 - ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
 - ④ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
 - ⑤ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
 - ⑥ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、周知する。
 - ⑦ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する。
 - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
 - ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
 - ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
 - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
 - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役及び常勤執行役員で構成され、原則月2回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。

- ② 職制及び職務分掌、職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
- ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
 - イ. グループ戦略部を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、関係部門と連携して、子会社の管理を行う。
 - ウ. 子会社は、必要に応じて経理規程並びに職務権限規則等の関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
 - エ. 子会社は、コンプライアンス委員会を設置し、その議事を当社に報告する。
 - オ. 当社の取締役、執行役員又は使用人は、必要に応じ、子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。
 - カ. 内部監査部が、子会社の内部監査を実施する。
 - キ. 当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。
 - ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 京成グループ社長会等を定期的に開催し、グループ経営方針の伝達と経営情報の共有を図る。
 - イ. 子会社は、京成グループ経営計画規程に基づき、経営計画を策定し、これに基づき職務を執行する。
 - ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。
 - イ. 子会社は、京成グループ社長会等を通じ、コンプライアンス・リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 関係会社管理規程において、子会社が当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行う。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - ① 監査役を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
 - ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ア. 取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があ

ることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。

イ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

ア. 子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する。

③ 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会等、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。

② 監査役は、会計監査人、内部監査部と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。

③ 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

経営理念として京成グループ理念を定め、これをグループ内の取締役、執行役員及び使用人（執行役員を除く。）に周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、コンプライアンスに関する事例及び再発防止策を共有し、講演会開催やコンプライアンスカードの配布により法令遵守、社会から求められる倫理的行動について周知、教育を実施しております。なお、コンプライアンス通報者窓口（内部・外部）を設け、通報・相談された事項について、適切な対応を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る書類について、文書取扱規程に基づき、適切に保管しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社と子会社を対象としたリスク調査結果に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、管理対象リスクの選定及び管理主体の指定を行い、適切にリスク管理を実施しております。鉄道本部は、安全管理規程に基づき、安全管理体制の再確認により安全重点施策の見直しを実施したほか、異常時を想定した定期的な訓練を実施し、一般管理・

開発部門も参加しました。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会規則、経営会議規則に基づき、取締役会において業務執行上重要な事項に関する意思決定を行うとともに、経営会議においてそれ以外の重要な事項の審議・報告を行っております。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社管理規程に基づき、子会社の業務処理基準を明確化し、子会社から当社への「承認・協議・報告」を義務付けております。京成グループ経営計画規程に基づき、当社から経営方針の示達を行いました。子会社においては、コンプライアンス委員会規程を整備しており、規程に基づき開催した委員会について、議事経過及び内容を当社の総務部に報告する体制となっております。なお、各子会社では内部通報者窓口を設置しているほか、グループ共通のコンプライアンス啓発ポスターを掲出するなど、子会社の関係者の利用も可能としている当社のコンプライアンス通報者窓口（内部・外部）の周知を図りました。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

監査役の職務補助のため、専任の使用人を配置しております。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

専任の使用人は、業務執行組織から独立しており、監査役の指揮命令により、監査役の職務を補助しております。

- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、重要な書類の閲覧により業務の執行状況を把握しております。当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する体制をとっております。なお、公益通報者保護法に則り、内部通報をした者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役の職務について生ずる費用を予算化し、これを会社が負担しております。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役社長と常勤監査役は、定期的かつ必要に応じて会合を開催し、重要課題等について意思疎通を図っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部と情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

② 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、前記①の考え方を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えております。

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、「企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの」、「株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの」や「買付に応じるか否かについて判断するための十分な情報や時間を提供しないもの」等も想定されます。

当社としては、このような大規模な買付に対しては、株主の皆様のために適切な措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、「京成グループは、お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グ

ループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

② グループ経営計画

当社グループでは、前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、グループ長期経営計画及びグループ中期経営計画を作成しております。

グループ長期経営計画では、2030年度を目標年次とする「Dプラン」において、「京成グループの事業エリアのみならずとの共創、及び、日本の玄関口、成田空港の機能強化への寄与を通じ、サステナブルな社会の実現に貢献する」を2030年におけるグループビジョンとしております。この長期ビジョン実現に向け、基本的かつ永続的ニーズである「安全・安心」を根幹とし、ビジョン実現に向けた方向性となる「日々の暮らし」、「観光振興」、「空港輸送」、また、ビジョン実現のための基盤整備として「ガバナンス」、「人材」の6つを長期経営課題とし、各種施策に着手に取り組んでおります。

このグループ長期経営計画に基づき3年毎に作成しているグループ中期経営計画では、長期ビジョン実現に向けた第1ステップである「D1プラン（2022～2024年度）」において、中期経営目標として「コロナ禍による低迷から成長軌道へと回帰するとともに、長期ビジョン実現に向けた経営推進体制を整備する」と定め、復調した空港輸送の需要獲得や不動産賃貸業の強化等に取り組み、「D1プラン」期間中は営業段階にて3期連続で増収増益となりました。また、輸送力増強をはじめとした中長期的な成長への取り組みや、より効率的なグループ経営推進体制の整備を実施してまいりました。

また、第2ステップとなる「D2プラン（2025～2027年度）」においては、「新たなグループ経営推進体制のもと、長期ビジョン実現に向け、空港アクセス強化を推進するとともに、外部環境変化への耐性強化を目指す」を中期経営目標として掲げ、成田空港の機能強化を見据えた輸送力・サービスの継続的な強化と、将来的な事業ポートフォリオの最適化、事業エリアや京成グループの持続的発展に向けた取り組みを推進してまいります。

③ 利益還元の方法

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要となる内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規則等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役会は社外取締役6名を含む15名で構成しております。なお、取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。監査

役会は5名で構成しており、3名は社外監査役となっております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保するために、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

- (4) 前記の取組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

前記(2)、(3)に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであります。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,803	34,404	419,309	△45,171	445,345
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△7,219		△7,219
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			69,961		69,961
連 結 範 囲 の 変 動			△0		△0
自 己 株 式 の 取 得				△10,002	△10,002
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				83	83
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,411			1,411
株式交換による変動		△409		2,680	2,270
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	1,002	62,740	△7,239	56,503
当 期 末 残 高	36,803	35,406	482,049	△52,410	501,849

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	6,851	△575	6,276	17,535	469,157
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△7,219
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					69,961
連 結 範 囲 の 変 動					△0
自 己 株 式 の 取 得					△10,002
自 己 株 式 の 処 分					0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					83
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					1,411
株式交換による変動					2,270
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,821	2,679	857	△1,861	△1,003
当 期 変 動 額 合 計	△1,821	2,679	857	△1,861	55,500
当 期 末 残 高	5,030	2,104	7,134	15,673	524,658

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……77社

主要な連結子会社の名称：

北総鉄道㈱、新京成電鉄㈱、京成建設㈱、関東鉄道㈱、京成バス㈱、帝都自動車交通㈱、㈱京成ストア

(2) 主要な非連結子会社の名称：

㈱京葉アドサービス、㈱京成友の会

(連結の範囲から除いた理由) いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結の範囲の変更

関鉄パープルバス㈱及び関鉄グリーンバス㈱は、連結子会社である関東鉄道㈱との合併により、㈱六本木は、連結子会社である㈱水戸京成百貨店との合併により、それぞれ消滅しております。

また、京成電鉄バスホールディングス㈱(昭和タクシー(有)から商号変更)は重要性が増したことにより、京成電鉄茨城ホールディングス㈱は新設したことにより、それぞれ当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……4社

主要な会社等の名称：

㈱オリエンタルランド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称：

㈱京葉アドサービス、㈱京成友の会、日暮里駅整備㈱

(持分法を適用しない理由) 持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、京成電設工業㈱の決算日は12月末日であり、帝都自動車交通㈱、㈱京成ストアほか29社の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

 市場価格のない株式等

 移動平均法に基づく原価法により評価しております。

② デリバティブ

 時価法により評価しております。

③ 棚卸資産

 分譲土地建物は個別法に基づく原価法により、その他は主として売価還元法に基づく原価法により評価しております。

 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

 定額法及び定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物及び構築物 5～60年

 機械装置及び運搬具 5～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法を採用しております。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

 営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

 従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 運輸業

運輸業における旅客の運送については、運送サービスの提供に応じて収益を認識しております。

なお、定期乗車券に係る収益については、有効開始月から一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 流通業

流通業における商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③ 不動産業

不動産業における土地及び建物の販売については、土地及び建物を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

④ 建設業

建設業における長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

④ 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度において取得原価に算入した額はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	1,145百万円
有形固定資産及び無形固定資産	716,413百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の事業ごと又は物件、店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	16,749百万円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

流動資産その他	328,161百万円
建物及び構築物	155百万円
機械装置及び運搬具	218,270百万円
土地	25,461百万円
有形固定資産その他	79,937百万円
無形固定資産その他	2,755百万円
投資その他の資産その他	1,561百万円
	20百万円

(2) 担保に係る債務

79,836百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

530,439百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 517,233,555株

(注) 2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,262百万円	26円00銭	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	2,957百万円	18円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

① 配当金の総額	7,292百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	15円00銭
④ 基準日	2025年3月31日
⑤ 効力発生日	2025年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債発行によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金においては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 8,697百万円）については、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	227,928	1,008,442	780,513
資産計	227,928	1,008,442	780,513
社債	120,000	107,677	△12,323
長期借入金	114,345	108,853	△5,491
負債計	234,345	216,530	△17,814
デリバティブ取引	—	—	—

（注）「現金及び預金」及び「短期借入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券	34,400	—	—	34,400
資産計	34,400	—	—	34,400
デリバティブ取引	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券	974,041	—	—	974,041
資産計	974,041	—	—	974,041
社債	—	107,677	—	107,677
長期借入金	—	108,853	—	108,853
負債計	—	216,530	—	216,530
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、相場価格のあるものは相場価格に基づき、相場価格のないものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や千葉県などの地域において、賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸オフィスビルなど（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
184,221	277,985

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき自社で算定した金額であり、建物等の償却性資産は適正な帳簿価額の金額であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						計
	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・サービス業	建設業	その他の事業	
鉄道事業	101,892	—	—	—	—	—	101,892
バス事業	59,012	—	—	—	—	—	59,012
タクシー事業	33,708	—	—	—	—	—	33,708
ストア業	—	41,972	—	—	—	—	41,972
百貨店業	—	9,569	—	—	—	—	9,569
その他	—	1,578	7,389	13,841	16,941	6,208	45,959
顧客との契約から生じる収益	194,613	53,120	7,389	13,841	16,941	6,208	292,115
その他の収益	3,247	3,715	20,235	—	—	—	27,199
外部顧客に対する営業収益	197,861	56,836	27,624	13,841	16,941	6,208	319,314

2. 収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】の「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,641百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	27,812百万円
契約資産（期首残高）	8,114百万円
契約資産（期末残高）	4,535百万円
契約負債（期首残高）	7,974百万円
契約負債（期末残高）	8,201百万円

契約資産は、主に、建設業における長期の工事契約において、期末日時時点で完了しているが未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、主に工事完成時に受領しております。

契約負債は、主に、運輸業における定期乗車券について、顧客から受け取った前受運賃に関するものであり、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において11,935百万円であります。当該履行義務は、建設業における長期の工事契約に関するものであり、期末日後、概ね1～3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,055円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 143円46銭 |

(注) 2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び当期純利益を算出しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である新京成電鉄株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称	新京成電鉄株式会社
事業の内容	運輸業及び不動産業

② 企業結合日

2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、新京成電鉄株式会社を消滅会社とする吸収合併

- ④ 結合後企業の名称
京成電鉄株式会社
- ⑤ 企業結合の目的

新京成電鉄株式会社は、千葉県北西部を主な営業エリアとして、運輸業・不動産業を展開しております。当社は、「千葉県北西部における事業基盤の強化及び地域活性化」、「経営資源の相互活用による競争力強化及び事業規模の拡大」、「スケールメリットを活かした効率的な協働体制の実現」といったシナジー効果の発揮を目的に、2022年9月1日に新京成電鉄の全株式を取得し完全子会社化いたしました。このたび、さらなる経営の効率化・意思決定の迅速化を図ることで、経営資源を最大限活用し、これらのシナジー効果をより早期かつ確実に発揮するため、当社を存続会社、新京成電鉄を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に定める共通支配下の取引等に該当し、これに基づく会計処理を実施いたします。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	36,803	27,845	2,737	30,583	3,038	8,095	172,491	183,625
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△7,219	△7,219
当 期 純 利 益							69,405	69,405
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			0	0				
株式交換による変動			△403	△403				
会社分割による減少							△1,246	△1,246
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△403	△403	—	—	60,939	60,939
当 期 末 残 高	36,803	27,845	2,334	30,180	3,038	8,095	233,431	244,565

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 43,457	207,556	2,820	2,820	210,376
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△7,219			△7,219
当 期 純 利 益		69,405			69,405
自 己 株 式 の 取 得	△10,002	△10,002			△10,002
自 己 株 式 の 処 分	0	0			0
株式交換による変動	2,674	2,270			2,270
会社分割による減少		△1,246			△1,246
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,222	△1,222	△1,222
当 期 変 動 額 合 計	△7,328	53,208	△1,222	△1,222	51,986
当 期 末 残 高	△50,785	260,764	1,598	1,598	262,362

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

時 価 法
 〔評価差額は全部純資産直入法に
 より処理し、売却原価は移動平
 均法により算定〕

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物

個別法による原価法
 〔貸借対照表価額は収益性の低下
 による簿価切下げの方法により
 算定〕

貯 蔵 品

移動平均法による原価法
 〔貸借対照表価額は収益性の低下
 による簿価切下げの方法により
 算定〕

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（全事業）

定額法

車両、機械装置、工具・器具・備品（賃貸業用のもの）

定額法

同 上 （賃貸業以外のもの）

定率法

なお、鉄道事業の取替資産については、取替法（定額法）を適用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づ
 く定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上
 しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

① 鉄道事業

鉄道事業においては、主に旅客の運送を行っており、運送サービスの提供に応じて収益を認識しております。

なお、定期乗車券に係る収益については、有効開始月から一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 開発事業

開発事業のうち、不動産販売業においては、主に土地及び建物の販売を行っており、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(4) 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当期において取得原価に算入した額はありません。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 固定資産の減損

(1) 当期の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円

有形固定資産及び無形固定資産 518,753百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、鉄道事業固定資産は資産一体で、開発事業固定資産は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である賃貸物件ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌期の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,387百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

209,044百万円

鉄道事業固定資産(注)

209,044百万円

(注) 鉄道事業固定資産は財団組成により有形固定資産(リース資産を除く)を全額計上しております。

(2) 担保に係る債務

35,717百万円

長期借入金(注)

35,717百万円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	351,960百万円
3. 事業用固定資産	445,662百万円
有形固定資産	
土地	157,413百万円
建物	116,491百万円
構築物	131,737百万円
車両	8,626百万円
機械装置及び工具・器具・備品	11,072百万円
リース資産	20,321百万円
無形固定資産	7,676百万円
4. 保証債務	
下記の会社のリース料に対して、保証を行っております。	
千葉ニュータウン鉄道株式会社	133百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	6,569百万円
長期金銭債権	21,628百万円
短期金銭債務	37,995百万円
長期金銭債務	1,108百万円
6. 鉄道事業固定資産の取得原価から直接減額した工事負担金等累計額	126,580百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	99,257百万円
2. 営業費	79,977百万円
運送営業費及び売上原価	46,444百万円
販売費及び一般管理費	7,460百万円
諸税	6,631百万円
減価償却費	19,440百万円
3. 関係会社との取引高	営業収益 8,688百万円
	営業費 15,699百万円
	営業取引以外の取引高 30,908百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	31,035,408株
------	-------------

(注) 2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	6,574百万円
合併による土地評価差額	4,028百万円
減損損失	2,125百万円
貸倒引当金	1,210百万円
関係会社事業損失引当金	1,198百万円
未払事業税	1,156百万円
有価証券評価損	1,056百万円
その他の	3,560百万円
繰延税金資産小計	20,911百万円
評価性引当額	△10,374百万円
繰延税金資産合計	10,537百万円

2. 繰延税金負債

現物配当による土地評価差額	△602百万円
その他有価証券評価差額金	△449百万円
その他の	△98百万円
繰延税金負債合計	△1,150百万円
繰延税金資産の純額	9,387百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北総鉄道(株)	所有 直接56% 間接1%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収(注1)	989	短期貸付金	1,035
						長期貸付金	7,685
	千葉ニュー タウン 鉄道(株)	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注2) 資金の回収(注2)	700 554	短期貸付金	204
						長期貸付金	10,550

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 北総鉄道株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しているものと、同社の経営安定施策としての金利を適用しているものがあります。返済条件は期間20～30年で、年賦返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 千葉ニュータウン鉄道株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。返済条件は期間10～20年で、随時返済、期限一括返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 539円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 141円14銭 |

(注) 2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。

当期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び当期純利益を算出しております。

【重要な後発事象に関する注記】

(連結子会社の吸収合併)

連結注記表[重要な後発事象に関する注記]に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針に係る事項に関する注記]の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【その他の注記】

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2025年3月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である京成電鉄タクシーホールディングス株式会社へ東京都・千葉県下におけるグループタクシー会社経営管理事業を、会社分割により承継させました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

東京都・千葉県下におけるグループタクシー会社経営管理事業

(2) 企業結合日

2025年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、京成電鉄タクシーホールディングス株式会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

京成電鉄タクシーホールディングス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループでは、2030年におけるグループビジョン「京成グループの事業エリアのみなさまとの共創、及び、日本の玄関口、成田空港の機能強化への寄与を通じ、サステナブルな社会の実現に貢献する」を掲げ、東京都東部、千葉県、茨城県を中心とした事業エリアにおいて、鉄道事業を中心に、株主の皆様はもちろんのこと、地域社会を含む全てのステークホルダーの皆様のため、事業を多角的に展開しております。

今般、グループビジョンの確実な達成に向けて本吸収分割を実施し、京成電鉄タクシーホールディングス株式会社は東京都・千葉県下においてタクシー事業を展開する当社グ

ループ会社を取りまとめるグループ体制を整備することで、タクシー事業における営業力・採用力を強化すると共に、一体経営として変化に柔軟、迅速に対応していく体制の構築を図ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。